

# 鹿児島県山地防災ヘルパー連絡協議会規約

## (名 称)

第1条 この会は、「鹿児島県山地防災ヘルパー連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」という。

## (目 的)

第2条 連絡協議会は、山地防災ヘルパー間の連携を強化して、山地防災に関する知識の習得に努めるとともに、幅広い県民への参加を促進し、本県の山地防災活動に寄与することを目的とする。

## (活動事業)

第3条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、県と協働して次の事業を行う。

- (1) 山地防災に関する知識や災害発生時の情報収集、伝達方法などに関する研修会の開催
- (2) 山地防災ヘルパーへの参加促進のための啓発活動
- (3) その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

## (組 織)

第4条 連絡協議会は、山地防災ヘルパーに認定された会員をもって組織する。

### (会長，副会長)

第5条 連絡協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、総会において会員の中から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会長，副会長の任期)

第6条 会長、副会長の任期は、選任された総会の次の総会までとする。

- 2 会長、副会長は、再任されることができる。

## (総 会)

第7条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。
- 3 連絡協議会の議事は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
  - 一 規約の制定及び改正
  - 二 会長、副会長の選任
  - 三 活動報告、研修会計画
  - 四 その他協議会の運営に関して重要な事項

## (事業年度)

第8条 連絡協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## (事務局)

第9条 連絡協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

事務局は、社団法人鹿児島県治山林道協会内に置くこととし、同法人が事務を行う。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 23 年 3 月 4 日から施行するものとする。